

令和6年度 助成金 募集要領

公益財団法人 東京防災救急協会

当協会では、公益財団法人東京防災救急協会定款及び同助成規程に基づき、東京都内において消防署と一体となって防火防災思想の普及促進を図るなど、都民生活の安全・安心に寄与する活動を継続的に行っている団体の事業を支援しております。

つきましては、今年度は、下記のとおり助成を希望する団体を募集いたしますので、お知らせいたします。

記

1 助成対象事業

助成対象事業は、都民、事業所関係者を対象とした次に掲げる事業とします。

(特定の町会・自治会、事業所のみを対象とした事業は対象となりません。)

- (1) 講習会、研修会、研究会等の実施に関する事業
- (2) 事業所における自主防災組織の育成並びに幼少年の育成に関する事業
- (3) 応急手当及び救急についての普及啓発に関する事業
- (4) 前各号に定めるもののほか、火災予防思想、火災予防知識・技術及び応急手当の普及並びに防災行動力の向上に関する事業

2 助成対象団体

東京都内において、営利を目的とせず、防火防災思想の普及促進を図るなど、都民生活の安全と安心に寄与する活動を継続的に行っている団体とします。

3 助成金額

助成金額は、助成対象事業規模等に応じ、予算の範囲内で助成事業選考委員会において決定する。

4 助成対象となる主な経費

- (1) 講演会・講習会等の講師謝金及び会場借上げ費、事務用消耗品・書籍購入費、広報用パンフレット・講演・講習会資料作成費などです。
- (2) 飲食費、郵送費、旅費、保険料、団体の運営経費などは対象となりません。
- (3) 講演会等の演題が明らかに防火防災思想の普及促進に結びつかないと判断されるもの等は対象となりません。

5 助成事業実施期間

令和7年3月31日までに事業が終了すること。

6 令和6年度申請期間

令和6年4月1日から令和6年4月30日まで

7 申請方法等

- (1) 助成を希望する団体は、所定の申請期間内に、別記様式第1号「助成申請書」に必要事項を記載し、当該団体の規約及び役員名簿等を添付して、公益財団法人東京防災救急協会

総務部企画課助成事業担当宛（joseijigyo@tokyo-bousai.or.jp）に、メールにて提出してください。

(2) 申請期間は、前6のとおり年度内1度のみとなります。申請期間を厳守してください。

8 助成の交付決定等

- (1) 「助成申請書」の提出を受けた後、助成事業選考委員会において助成内容の審査を行い、助成の適否、助成金額を決定し、結果について各団体に通知します。
- (2) 助成が決定したものについては、決定後、30日以内に指定された金融機関の口座に助成金を振り込みます。

9 助成決定等に係る主なスケジュール

- (1) 申請受付
6のとおり
- (2) 助成事業選考委員会による審査
令和6年5月中旬から6月中旬
- (3) 審査結果通知
令和6年6月上旬から6月下旬

10 助成事業実績報告

助成事業実施概要及び使途を証明する書類（複写可）を添付した「助成事業実績報告書」を事業終了後、30日以内に公益財団法人東京防災救急協会総務部企画課助成事業担当宛（joseijigyo@tokyo-bousai.or.jp）に、メールにて提出してください。

11 その他

- (1) 助成金の交付状況等については、ホームページ等で公表いたします。
- (2) 助成金の交付を受けて実施した事業内容等については、当協会情報誌等に掲載し、広く紹介する場合があります。

問合せ先・申請先

公益財団法人東京防災救急協会 総務部 企画課 助成事業担当
問合せ先：03-3556-3700
メールアドレス：joseijigyo@tokyo-bousai.or.jp